

## イングランド初期王政：ノルマン及び初期プランタジネット朝

藤原, 浩

<https://doi.org/10.15017/2335162>

---

出版情報：史淵. 56, pp.143-159, 1953-03-15. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# イングランド初期王政

——ノルマン及び初期プランタジネット朝——

藤原 浩

一般に認められている如くイングランドの王権は、ノルマン・コンクェスト以後、同時代の大陸諸國に比べて甚だしく強大であり、イングランドの封建制度は屢々集権的封建制度と呼ばれる。そして王権が強大で封建制度の分権性を制限し、また治安を効果的に維持して商業的發展を促進した限りに於て、このことはイングランドの後の先進國としての發展に重大な影響を持たずにはいなかつたであらう。我國に於てもイングランド初期王政の問題は既に矢口氏が主としてG・B・アダムズ及びF・W・メイトランドに即して取上げられ、<sup>註1</sup>その論攷は屢々參照を命ぜられており、また最近では堀米氏が全ヨーロッパの比較の見地から主としてH・ミッタイス及びCh・ブティデネターイに依つて論じられたのであるが、<sup>註2</sup>附加えるべきことは未だ残つて居り、更にミッタイス及びアダムズの所論にも疑義があるので、ドイツ・イタリアと對蹠的な發展を遂げたイギリス・フランス、<sup>註3</sup>この後者のグループに屬するフランスと少しく比較を試みながら初期イングランド王権の強大について若干の考察を加えたい。

註1 矢口孝次郎「イギリス政治經濟史」東京、昭和十三年。同「イ

ギリス封建社會經濟史」東京、昭和廿四年。

2 堀米庸三「封建王政の發達と國家權力の成立」史學雜誌、六

一ノ十一。 Cf. H. Mitteis, *Der Staat des hohen Mittelalters*, 3. ed., Weimar 1948, p. 501.

イングランド初期王政の強大乃至その集権的封建制度と稱せられる所以は、國內諸侯が領邦的所領を形成することを許されず、王權が間接的受封者にまで及んだからにほかならないのであるが、行論の必要上まずその具體的な状態、王權の強度を測定しておく必要がある。そしてこの場合、ミッタイスの説の如く裁判權こそ公權の最良の測度器となる。さて封建制度は裁判權の細分化を伴うものではあつたが、この傾向を抑止する一要素として王權が存在した。元來王が本質的に至高の裁判官であつて人民に公正を與えるべきものであることは一般に認められた所であつたが、この原理から實際の結果を引出すことは、或いはこの原理が存続乃至復活することは、その後に残る問題であり、問題は行動の世界、力關係の世界に移るのである。<sup>註2</sup>ところでイングランドに比較すれば群雄割據としか見られない初期カペー諸王のフランスも、その大諸侯はドイツに比較すればたかだか、Landesherrschaftを有するに過ぎなかつたのであり、我々はそのように問題を相對的な面で扱えたのである。<sup>註3</sup>

十二世紀末に至るまでフランス王の裁判權は、その有する極めて狭小な王領に限られ、フランスは王領地を圍む獨立の大諸侯領の集團に過ぎなかつた上、アンリ一世の失政は、大諸侯領がそれぞれ中央集權に努めている時代に、王領地の縮少と王領地内部に於ける有力封建領主の勢力擴張を齎し、フィリップ一世は直接的封臣からの臣從禮すら要求しなかつた。その後ルイ六世は叙任權鬭争克服後、王領地内部に於ける王權の恢復に努力し、ついでフィリップ・オーギュストは政治状態を利用して王權の上昇をはかり、即ちジョンとの戦いによつて王領地の異常な擴大、それと共に王の裁判權の適用される地域を擴げ統一國家への途にフランスを置いた。しかも獲得したアンジュー・ノルマンディー領は公權が下位受封者と直接的接觸を有していた地方であり、フィリップは更に王領地に於ける下位受封者との接觸に努め、また封建廷より王法廷への召喚、*castroiaux* 説の成立が見られる。<sup>註4</sup>更にサン・ルイ治世に至つて畫期的な王權の伸張があつたわけであるが、これは我々の取扱う時代からはずれるので、直ちにイングランドの裁判權の觀察に進まねばならない。

ノルマン・コンクエスト以後 royal pleas の著しい増加が目立つが、これが領主的法廷の犠牲に於て行われたものか、或はまた民衆の法廷、即ち州乃至ノンドレッドのそれに於て行われたものか、あるいは問題であり、また更に通説の主張するクヌート治世の僅か五つの royal pleas から Leges Henrici の第十章と擧げられたものを經て、Assize of Clarendon、Assize of Northampton へ躍進的な發展を遂げたことも疑問があるのである。第一の問題は後に取扱ふことになり、ここでは第二のもののみを取上げると、通説に對する疑問は J・デーネルによつて提出されたのであり、彼は Leges Henrici 第十章の royal pleas と從來考えられて來たものが實際さうであるか否かを疑ひ、むしろこれらは王領地のみで適用され、しかも裁判権より裁判所から生ずる収入の財政的權利の直接的把握に過ぎないことを主張した。そして論證は一應納得させるものを持つて居り、シッタインも同情的態度を示すのであるが、條文中の infraccio pacis regie per manum vel breve date ; placitum brevium vel preceptorum eius contemptorum ; injustum iudicium ; defectus iusticie をもこの様に解釋すべきものであるならば、王権は必ずしも強力とは言えないであらうし、州法廷を通じて下位受封者の土地所有權裁判にさえ干渉して王權に相ふさむしくもない。T・F・T・ブラックネットも誤判の裁判は凡て再び王の法廷で再審理すると解釋して居る様<sup>註</sup>に、ここには一概に結論を出すことは困難である。終極的な結論は、もし史料が許すならば、placita coronae の精細な研究を俟つて始めて可能なのであり、ここでは、たとえ通説の主張する如き著しい royal pleas の増加はなかつたにしても、可成りの發展があつたというに止めるべきであらう。すなはち、この Leges Henrici 全體を通じて領主裁判権は王の認可したものに過ぎないという原理が現れて居り、領主法廷に對する王の監督の原則 (Leges Henrici, 24, 8; 24, 4)、不公正な裁判に對する王の處罰權 (10, 1; 22, 1; 83, 1a)、領主法廷が認可された權限を逸脱した場合の王の現實的な監督・干渉權 (21, 1f) が見られ、このような原理はノルマンディーに於てさえ十二世紀半ばまでは生じ得なかつたのである。

ついでヘンリー二世の時代に至り、王の裁判権は著しく擴張されたのであるが、それが巡廻裁判制度、令狀制度、陪審制度の不可分に結び合う三制度の確立を通して達成されたものであつたことは衆知の所である。これらがヘンリー二世以前から存在し、彼はそれを發展かつ一般化させたに過ぎないにせよ、彼の改革は法制史上決定的な意味を持つものであつたし、またその改革が封建制度を攻撃するため或いは財政収入の増大を得るためであつたかについて異論があるにせよ、それが封建制度に對する有効な武器であつたことは明白であつた。就中陪審制度は王のみの制度として存在し、これが適用される訴訟は王が直接に或いは王直屬の判事が裁決するのであり、かかる訴訟をすべて *royal plea* とし、王の裁判権の擴大に力があつたのである。

ヘンリー二世の刑事裁判に關する改革は一一六六年の *Assize of Clarendon* 及び一一七六年の *Assize of Northampton* に集大成されて居り、これによりシェリフは刑事裁判に關する限り王直屬の判事に絶對的に服屬せしめられ、かつ私人の特權的刑事裁判権は殆ど認められないことになる。しかもこの法令は王から *writ de odio et atia* を購入することによつて陪審制度による裁判に頼るのを許し、決闘裁判を阻止するものでもあつた。しかし他國との對比に於て我々をそれ以上で驚かせるものは土地に關する裁判への王權の干渉である。ヘンリー二世の積極的な干渉は、恐らくステイヴンの亂世の後を承けて、正當な權利なくして土地を占有している者が多數な時代に、スタトゥス・タウォーを承認・保護することによつて平和を維持すると共に、封臣の裁判権に對する攻撃を意圖したものであろう。従つて彼の施策はまず土地占有權の裁判を陪審制による王の裁判に吸収し、また自由なる土地に關する訴訟は凡て王の令狀なくして開始されることなしという原則が認められるに至つたといふ。ただこの點通説はこの原則がヘンリー二世のある失われた立法によつて實施されたのであるとしているが、グランヴィルは明らかに「王國の慣習に従い」と言つており、しかも彼は書中ヘンリーの改革の出所をどの法令によるものかを示しているのであるから、彼が慣習と言うからにはたしかにヘンリー一世時代からの

慣習であらうとブラックネットは考ふる。<sup>註14</sup>しかしいずれにせよ公正な領主裁判を命ずる所謂 *writ of right* が慣習として必要であつたとしても、*writ praecipe* が以前から使用されてゐた證據はなし。この令状は *writ praecipe eund reddat* であり、然らざれば王の法廷に出頭すべきことを命ずるもので、正に領主裁判権の否定であつた。最後に教會裁判権について一言するならば、元來独自の教會裁判権と見るべきも持たなかつた征服以前の教會が、ウィリアム一世により部分的なそれを認められ、*Leges Henrici* が始めて法廷開設権の特権として固定し、ステイヴンの治世に教會に對する特許狀の亂發があつて教會裁判が確立されたのであつた。<sup>註15</sup>しかしヘンリー二世の集權の意圖、更に聖職者の非行は、教會裁判権を安泰の域に置くものではなく、一一六四年 *Constitution of Clarendon* によつて *utrum* 及び聖職者刑事犯の王法廷による審理が規定されたのである。<sup>註16</sup>後者の規定が後にベケットの死の抗議によつて撤回され、後世まで *benefit of clergy* として残つたことは衆知の所であるが、他方また法王の非難した條項の若干が、それにも拘らず依然實施されたことも認めねばならぬ。<sup>註17</sup>

最後に、この期間に領主裁判権の擴大が如何であつたかを簡単に觀察する必要がある。ここではハンドレッド法廷の私有化が最も目立ち、それはエドワード一世の初年までには一般に領主の法廷として存在するに至つたのである。しかしそれは地域的に狭くしかもその法廷の権限内に重要な事件は置かれていず、それを所有する領主に、王權に對して獨立する地位を與えるものではなかつた。<sup>註18</sup>更にハンドレッド法廷で行われるシェリフの *visus franci pleghii* も私人に與えられたのであつたが、これも端的に財政の特権と考ふるべきであり、またハンドレッド法廷に對するシェリフの強力な監督權は私人の獨立的地位を許さなかつたのである。土地に關する訴訟によつてミッターイスは、リーバーマンに従つて、*Henry I: Ut comitatus or hundreda sedeanf' 3, 2* に於て異なる封主を持つ封臣間の訴訟は州法廷で審理されたものが、*Leges Henrici, 25, 2* ではどちらか一人の封主の法廷に於て審理されることになつたとし、領主裁判権の進出であると考ふる。<sup>註19</sup>

イギリスの學者はこの問題を未だ取上げていないようであるが、右の條文について見ると、前者は土地に對する權利（或いは土地の境界）或は不法な保有に關する訴訟と明記するのに對して、後者は訴訟一般について語つてゐるのであり、兩法令間の時間のずれの短かさを考へる時、また土地訴訟に關する令狀使用の慣習を思い合はせる時、右の様に簡單に考へ得るか否かは疑問とならなければならぬ。

註 1 間接授封に當り王が直接受封者に對して關連的受封者の指定

10 ミッタインは (op. cit., p. 389) 王が巡回判事によりシロ

48 p. 12 例。D. C. Douglas, 'The Normn Conquest and English Feudalism,' Ec. H. R. vol. 9, 1939, pp. 130—1.

ンカド royal pleas に對する權限を奪はたのをシロリンの裁判上の權力が屢々特權的裁判權所有者の權力に雛型を與えたためと考へる。しかしシロリンの裁判權、即ち古代的な州

2 Cf. T. F. T. Plucknett, *Legislation of Edward I*, Oxford 1949, p. 30; M. Bloch, *Société féodale. Les classes et le*

法廷の首座としての裁判權がより近代的な組織の中へ解消して行く面を考へなければならぬ。

*Gouvernement des hommes*, Paris 1940, p. 139.

3 Cf. H. Mittels, *op. cit.*, pp. 148—9. 用語としてのは堀江英

11 陪審制度に類する場合は令狀を購入したのであり、私戦及び決闘裁判の權利、即ち闘争權が論理的に高級裁判權の表徴である

4 Ch. Peit-Dutailis, *La monarchie féodale en France et en Angleterre*, Xe—XIII<sup>e</sup> siècle, Paris 1933, pp. 36,

90; H. Mittels, *op. cit.*, pp. 235—6; H. Mittels, *op. cit.*, pp. 241, 328—34, 338, 341, 338.

5 J. Goebel, *Felony and Misdemeanor*, vol. 1, New York 1907, pp. 339—409.

12 王領權に關する裁判の規程は「一六四年の *utrum*、六六年の *novel disseisin*、十六年 *mort d'ancestor*、(ハン

6 H. Uicomitatus et hundreda sedeano' 3, 2, F. Liebermann *Gesetze der Angelsachsen*, I (Leipzig 1935), 524.

13 *Glanville, Tractatus XII*, 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000.

7 T. F. T. Plucknett, *op. cit.*, pp. 24—5.

14 T. F. T. Plucknett, *op. cit.*, pp. 27—8.

8 J. Goebel, *op. cit.*, p. 281.

15 Cf. Pollock and Maitland, *The History of English Law before Edward I*, 2. ed., I. (Cambridge 1898) 136.

9 Cf. Pollock and Maitland, *The History of English Law before Edward I*, 2. ed., I. (Cambridge 1898) 136.

16 T. F. T. Plucknett, *op. cit.*, pp. 27—8.

- 15 William I: *Episcopales leges*, Liebermann, I, 485 ;  
*Leges Henrici II. ibid.*, 558 ; J. Goebel, *op. cit.*, p. 315
- H. Mitteis, *op. cit.*, pp. 250—1, 339—50.
- 16 Constitution of Clarendon (Stubbs, *Select Charters*;  
*Oxford* 1905, pp. 137—40) ; F. W. Maitland, 'Henry II  
 and the criminal clerks,' *Collected Papers*, II, 237 ;  
 M. Cheyney, 'Compromise of Avranches 1179 and  
 Spread of Canon Law in England,' *E. H. R. IV* (1911),  
 p. 392.
- 17 *Materials for the history of Thomas Becket* (ed. J. C.  
 Robertson, Rolls Series), iii, 546.
- 18 Cf. F. W. Maitland, *The Constitutional History of  
 England* *Oxford* 1920, p. 45 ; H. M. Cam, 'Manerium  
 cum Hundredo,' *E. H. R. XLVII* (1932) ; J. Goebel, *op. cit.*  
 p. 392.
- 19 H. Mitteis, *op. cit.*, p. 257.

— II —

さて次にイギリスの王権が何故このように強力であり得たかを考えなければならぬ。これを大膽に、しかも制度史の範疇にとらわれることなく定式化したのは G・B・アダムズであるが、その内容については既に矢口氏の紹介があるのでそれを参照して頂き、<sup>註1</sup>ここでは直ちにその検討に入りたい。アダムズはこれを根本的に王権對封建諸侯の力關係の問題として把えて居り、その限りに於て彼の理解は極めて正當であるように思われる。即ち財政上の壓倒的優勢と一般的徴兵制即ち Tyrд 制とに基本的に依存し、更に騎士采地の分割性による諸侯軍事力結集の困難にもとづく決定的な軍事的優越を根本に置くのである。強力な公権を示すノルマンディー公領がロベール二世以來財政の改善を示し、またフランス王權の擴大がその財政の強化と結びついていた以上、廣大な王領地を所有し多額の王領地收入を得たことがイングランド王權の基本的な支柱であつたことは異論がないであらう。しかし純粹に軍事的な優越を王が有していたか否かは疑問とされなければならぬ。就中アダムズの主張する如く Tyrд 制度の價值がそれ程高く評價されて然るべきものとは思われないのである。たしかに Tyrд は一〇七五年、八八年、一一三八年、七三一七四年の内亂に於て活躍したのであるが、それは軍事



技術的に騎兵を欠いた場合には無力となるものであつた。従つて騎兵、即ち騎士の忠誠の確保が問題だつたのである。いづれにせよ結果論的に王權が諸侯のいかなる連合に對しても軍事的優越を見せ、また諸侯に依存する必要のない財政的獨立を有して、強大な王權を維持し得たことは認めなければならぬ。

アダムズは第二の要因として、ノルマンディーに於て理解されてゐた封建制度を擧げている。即ちイングランドに移植された封建制度が、元來大諸侯國の獨立的地位を許さないものであつたといふのである。しかし封建制度が集權的に理解されるのはノルマンディーに限らなかつたのであり、イングランド征服が經濟的・精神的狀態の變化が全西歐に始まり、細分化に對する鬪いに好都合だつた時代になされたに過ぎない。集權的な封建制度が出現し得るか否かは現實の力關係の問題であつた。しかしこのことはノルマンディーの封建制度の特殊性を否定するものではない。少くとも同時代のフランスの他の部分に比較して、それは高度の集權性を有してゐた。既に十世紀からノルマンディー公は間接的受封者との直接的な接觸に努め、その完全な陪臣化の阻止に成功し、集權的傾向を明かに示すのである。そして獨立國に發展し得る集權的な大諸侯領の僅少、非封建的な行政組織の存在、最高裁判權を公が手離さないノルマンディーの封建制度が現れるのである。しかし所領の分散が封建社會の通則であり、イングランドに於ける所領の分散も王權強大の獨自の基礎と認められない限り、集權性の基礎は、かかる分散した所領を核としてなされる大諸侯の領域形成を阻止すること、即ち有効な非封建的行政組織の維持でなければならなかつた。即ちノルマンディーに於ける viconte 制、イングランドに於ける shire 制の維持である。そしてこの場合最も重要なことは、ヴィコント乃至シェリフの官僚的性格の維持、世襲化即ち獨立的大諸侯化の可能性の防止であつた。それはノルマンディーに於てはやや困難な問題であり、ヘンリー二世の時代に至るまで十分な成功を示したとはいえないのであるが、<sup>註</sup>イングランドに於てはほぼ一貫してこれが追及され、王權の右腕としての役割を果たしたのであつた。しかし一般にノルマン朝諸王はシェリフの強力に惱まされたとする評價もあり、王權の努力は

必しも成功しなかつたのである。即ち征服王治世には通常各州の太領主がシェリフに任命され、その若干は世襲化して王權の脅威であつた。これに對する對策は *curia regis* の分割に對應するシェリフの職能の分割、即ち *royal pleas* の増大によるシェリフの裁判權の縮少、更にシェリフ職の大領主による獨占の廢止であつた。ウイリアム二世時代既に土地を有さずその地位を王にのみ負う二名のシェリフが現れ、ヘンリー一世治世にはこの傾向が著しく、騎士階級・下層地方貴族が専らこの職にあり、しかも世襲的でなかつたのである。ステイヴンの治世はこの努力を無にしたもので、内亂は有力領主が世襲的乃至終身的シェリフとなる傾向を許し、ヘンリー二世の時代に若干の州は地方大領主の手中にあり、しかもそれは明白に終身的官職であつた。ヘンリー二世の強力な集權的意圖はかかる事態を容認するものでなく、一一七〇年のシェリフ審問により殆ど凡ての現任者を免職し、代えるに官僚・下層地方貴族を以てし、以後この様な性格の者が、しかも短い任期中頻繁に交替しながらシェリフ職をうめたのである。この配慮こそ獨立的な諸侯領の出現を阻止したものであつた。

ノルマンディーの封建制度に於ては公が最高裁判權を手離さなかつたという點は問題であり、これはむしろ否定さるべきものである。ハスキンズが、ノルマンディーに於ては公共の秩序は神の休戦から出發したものでないと語つた時、彼はこの誤りに陥らうとしてゐる。ゲーベルの主張する如くそれも矢張り神の平和から出發したのであり、高級裁判權は公の獨占するものでなく、ウイリアム一世治世の始めに入つて來た神の平和運動の賢明な利用によつて少くともある高級裁判權の大諸侯よりの回收、公の平和の成立が見られたのであつた。一〇八〇年リルボンの宗教會議に於て司教はロペール時代の慣習とウイリアムより與えられた慣習を確認され、それ以外は公の權利として留保されたのであるが、勿論これは世俗諸侯に適用され得るものではなく、世俗諸侯の高級裁判權行使は公の平和の擴張をまつて始めて公の規制下に入り得るのであり、十一世紀末に於てさえ公の特殊な司法權が大いに發展してゐたといふことは疑うべき理由があり、また事實へ

ンリー二世時代に於てさえまれには殺人・公道の犯罪・貨幣違犯その他重要な裁判權を封建貴族が行使しているのである。<sup>註9</sup>従つて裁判權に關する限り、我々はノルマンディーの封建制度の特殊性から、イングランド王權の強力を引き出して來ることは困難でありまた謬りを犯すことにならう。

アダムズが第三に擧げるものは王の宗教的權威と、陪臣の王に對する直接的な忠順の宣誓と義務、即ち王權の道德的乃至精神的な基礎である。まず彼のいう王の宗教的權威とは、即位式に當つて王が塗油を受け聖化され、このことが當時の感情に於て王に一覆の神權を認めしめることとなり、王に對する叛亂を少くともある程度まで、瀆聖の性格を持つものと見えしめ、従つてそれを抑えたという意味である。しかしフランス王も同様であり、カペー諸王は王としての資格に於て、強力なノルマンディー公さえ許されなかつた塗油を受けたのである。<sup>註10</sup>この様に塗油をイギリス王權の独自の基礎とすることは謬りである。むしろフランス王權こそ宗教的權威を、或いは教會の支持を基礎にしていたのである。フランス王權は教會の支持でその精神的性格を維持し得たのであり、これこそカペー家が諸侯の間にあつて生き残り得た一つの理由であり、また初期カペー諸王が誇り得た王としての尊嚴は、その殆ど全部を、フランス教會及びそれが王權神授説に與えた物質的・道德的支持に負つていたのである。<sup>註11</sup>王に對する直接の忠誠とは、初期フランク國家に由來するノルマンの慣習により、下位受封者が直接受封者に忠順の宣誓をする場合、王に對する忠順を留保することを指すのであるが、まずこれがフランク國家に由來してノルマンが受繼いだものか否かは疑問である。アダムズが具體的に意識しているのは一〇八六年のソールズベリの誓約と一一七五年のファレイズ條約にほかならないが、ノルマンディーにこのような忠順の留保の事實が見られない以上、大陸に於ては既にこの傳統は絶え、アングロ・サクソン時代の傳統から來たものと考えねばならぬ。<sup>註12</sup>いずれにせよかかる主張をなすアダムズ自身この忠順留保の效果について甚だ懷疑的で、諸侯叛亂に際して陪臣の大多數が直接の封主に従わなかつた例の皆無であつたことを自ら承認するのである。<sup>註13</sup>

このようにアダムズの主張する初期イングランド王政の強力の基礎は甚だ不十分であると言わねばならない。更にプティデュナイイの言うように、ノルマン朝イングランドが近代フランスの面積の四分の一を出でること多くなく、ノーザンランドからドーヴァー海峡に至る土地の統一はフランスからピレネーに至る土地のそれより容易であつた<sup>註14</sup>、即ちイングランドが當時の生産力段階に於て、より適合したユニットをなしてゐたにしても、イングランドが地域的により狭小なノルマンディー以上に、たとえ王権と公権の相異はあるにせよ、中央集権の事實を示したことは、單に物理的な解釋以上のものを必要とするように思われる。

註1 G. B. Adams, *Constitutional History of England*, London 1920, pp. 54—7; 矢口孝次郎「イギリス政治經濟史」一一九—一二〇頁。

2 Cf. C. Oman, *A History of the Art of War in the Middle Ages*, 2, ed. London 1924, I, 402.

3 M. Bloch, *op. cit.*, p. 227.

4 G. B. Adams, *English Political History*, I London 1905, 31.

5 Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, p. 76.

6 ノンマンディーの vicomte は封建的なるべきべきに於ては異論のある所を封建的なる例として Magni Rotuli

*Seaccarii Normanniae sub Regibus Anglica*, ed. T.

Stapleton I, (London 1840) Introduction, Ivii—Iix, 18

トキセ (*The Constitutional History of England*, I, 5, ed.

Oxford 1891, 235.) 封建的なるべきに於ては Norman

ターイは屢々世襲的であつたと云ふ (Op. cit., p. 177) 更に後者の依存した文獻より新しう、ノルマンディー制度史の權威

トキキンスは世襲的になつたかも知れなかつた程度主張せり、かゝり地方官吏の免職し得るものであることを暗示する。オルトリクヌ・ヴィターリスの記述を附加せしむる

(C. H. Haskins, *Norman Institutions*, Cambridge, Mass., 1918, p. 46 and note 208.)

7 C. H. Haskins, *op. cit.*, p. 38.

8 J. Goebel, *op. cit.*, Chap. 5.

9 *Ibid.*, pp. 293—7; Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, p. 181. 即ち一三二五年の Ordinance 以後殺人罪の公による獨占の原理を確立せしむる。

10 Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, pp. 22—4

11 *Ibid.*, pp. 22, 100.

12 Cf. *ibid.*, p. 66; H. Mitteis, *op. cit.*, p. 247.

13 G. B. Adams, *The Origin of the English Constitution*, New Haven 1912, pp. 189—90.

14 Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, p. 37.

三

イングランドに於けるノルマン朝の成立は征服によつてなされたもので、少數の者が外國人を征服してそれを統治するという困難な問題が先ず存在したことは明らかであり、ノルマン朝の歴史の中心テーマは王と諸侯の對立ではなく、彼等が正にその生存を可能とするためになした協力、そして彼等が既存の慣習と一時的に成した妥協であるとする見解もあらわれている。<sup>註1</sup>しかし我々のテーマは王權對諸侯の對立であり、右の見解をそのまま受取つたのでは無意味である。協力の背後に隠された對立を考える時、かかる事情はむしろ領主權に有利を與えたであらう。最初の軍事占領時代に大諸侯が領域的權力を形成する可能性はより多く與えられたであらうし、また事實彼等はシェリフとなつて王權の脅威であつた。裁判權の僭取はヘンリー一世の *Ut comitatus et hundreda sedeat* の發布を必要としたのである。ただ彼等の封土の分散の上に加えられた王の州政治再組織の努力、就中シェリフの人選に拂われた注意が、領域的權力の成立を妨げたのであつた。<sup>註2</sup>他方アングロ・サクソンの慣習との妥協はきわめて大きい意味を持つであらう。この大王國を専ら軍事力にのみ頼つて支配することは困難で、土着人の支持を得ることが必要であつたが、それにはまたその慣習の尊重が必要であつた。ウィリアムがイングランドを征服したのは單なる征服者としてではなく、子無きエドワード懺悔王の母の弟ノルマンディー公リシャール二世の孫として、正當なる後繼者としてであり、彼は自らそれを強調し、そしてエドワード懺悔王の諸法を尊重することを建前としたのである。しかしまたこの必要として強いられたアングロ・サクソンの慣習の尊重こそ、王權對諸侯の對立の局面に於て、逆に王權にとつて有利な作用を營んだと考えられるのである。エドワードの諸法の遵奉はその後度々繰返し聲明されるが、それはノルマン朝初期に於ける、必要惡としての遵奉とは全く異つた意味を持つものとして理解せねばならない。

先づ我々はコンクエスト以前の裁判權についてその状態を確認しておく必要がある。royal pleas の最初はエセルスタンの治世に彼の主導の下にグレイトリで結ばれた平和同盟であり、これを機として若干の royal pleas が成立し、ついで前記クヌートのそれに至つたのであるが、他の裁判權、就中刑事裁判權が如何なる状態にあつたかは甚だ曖昧で、相異なる解釋が見られる。即ち古代的な民衆法廷の活潑な存在が、大陸に見られる如き領主裁判權によつてどの程度侵されていたかを確定することが困難なのである。ドゥームズデイ・ブックに villani とされた者の中に自由農民が多數存在したことは一般に承認されて居り、かかる多數の自由民の自治的法廷が活動している所に於ては、領主裁判權の發達はまず大いに疑わなければならぬ。リーパーマンは私的裁判權をその起源から、長老的、即ち不自由民・従者・家族に對する支配より生ずるもの、領地的、即ち借地人に對する地主の治安維持權より生ずるもの、王的、即ち國家的諸義務からの王による解放及びある土地所有に結合された國家的諸權利の授與より生ずるもの、更に一定の土地の所有者に對する國家的裁判權の引渡より生ずるものの四種に分類した。ところで一般に私的裁判權の起源については、恐らく決して解消することのないであろうような二説の對立が見られるのであつて、我々はここでそのような根本的な問題に立入つてゐる暇はない。我々の考察は領地的な私的裁判權を對象にしてゐるのではないから、このような考慮を拂わなくともほぼ誤り無きを期することが出来る。

アングロ・サクソン時代の私的裁判權の形成に當つて、まず法令に現れ、端緒をなしたと考えられるのは長老的、就中従者に對する監督權であつた。即ち七世紀の一法令 *Ine, 50* は長老的地位にあるもの従者の行爲を監督すべき義務を示し、その遂行の懈怠に對し責任をとるべきことを規定している。かくて彼等が何らかの治安維持の權力を持つていたことは明らかであるが、それが彼の地位に結びつくものか或いはまたその土地所有にもとづくものかは不明であり、一部は彼の長老たる地位、一部は彼の土地保有に歸し得ると考えるリーパーマン、これを承認するゲールも、いずれも推定の域

を出ないのである。いずれにしてもこれら権力は十世紀に至つて十分配分かつ規定され、エセルスタンは王が彼等を右腕として國家の統治に當つたことが示される。<sup>註9</sup> これら諸法が治安維持を義務とした限り、それは長老にとつては一つの権利として承認されたものであつた。かくして十世紀にはいわば時効により取得する権利の擴大を想定しなければならぬ。即ち *Hyford* 制度による治安維持は分権的傾向を持たざるを得なかつたのである。しかしゲibelによれば、それは弱體な王權の下、或いは戰時にあつては正に分権への危険を内包しながらも、彼らがかかる権利を承認された時の狀況は大陸に於けるそれとは全く異り、従つてイングランドに於けるかかる権利の進出・侵略は、海峡の彼方で進行している地方分権に比し得るほど著しいものではなかつたのである。<sup>註10</sup> ところで我々にかかる権利乃至裁判權が法廷開設權という意味に於ての裁判權であつたか否かを疑ふ必要があり、ゲibelはそれを否定するのであるが、<sup>註11</sup> その前に我々はクヌート治世に就いて見ておく必要がある。

デーン王朝の祖クヌート即位の時公權が諸領主によつて甚だしく僭取されていた<sup>註12</sup> という事態から恐らく、彼の、令狀の形式でなされた特權の確認乃至授與の著しきは説明される。即ち彼がエドモンド弑逆の後を受けて登位した時、まず彼はある種の裁判權が王の認可・贈與によつてのみ私人の手にあることを想起させる必要があつたのである。そして彼の令狀によつて引渡された諸權利の中、注目されるべきものは *infangtheof, sac and soq, toll and team* である。ミッターイスはこれを目してクヌートによる下級裁判權の一般的承認とする。<sup>註13</sup> これらが實際何を具體的に意味するかは異論があるが、ここではそれに立入る餘裕はないので、ただこれらの承認が法廷開設權といかなる連關を持つたかについて一言することにどめたい。

アングロ・サクソン時代の領主裁判權認可が法廷開設權の認可を含んだということに著しく懷疑的なのはゲibelで、彼はこれを全く否定する傾向を示している。即ち、フランクとアングロ・サクソンの特許された不入權を比較する時、後

者が法廷開設權と多く關係するものでなかつたという結論を免れることは困難であるとし、私的法廷の開設にきわめて有利な地歩をハンドレッドの所有は與えるが、このような領域的單位の委讓が封建的權利と公的權利との混融を容易にしたという推定を支持する明白な證據は全くないと説き、クヌートの令狀に屢々現われる前記三つの特權も單に裁判より生ずる利益の取得權と解している。<sup>註15</sup>これに對シミッタイスはほぼ舊說の線に副いつつ、ハンドレッドの所有は、それが完全に封建化乃至私有化されたものでないことを承認しながらも、領主裁判權を私人の領地内の取締をはるかに越えしめたとし、前記三特權については、取扱の自明な窃盜に關する *infangtheof* を除き、他の二者、は法廷開設權を含む裁判權の認可であつたと主張する。<sup>註16</sup>しかしこの場合彼の擧げる反證は、ハンドレッド全體が私人に與えられている例のかなり廣汎な存在<sup>註17</sup>及び從來裁判の實施に當つていなかつた人々に公的裁判權を委ねることは困難であつたらうとする推定のみで、甚だ不十分と言わねばならない。一所領の保有が一ハンドレッド全體の委讓を伴う仕方で行われたハンドレッドの讓與は、裁判官の任命と裁判より生ずる利益を私人のものとしたが、訴訟手續と法廷の構成は舊のままだったのである。<sup>註18</sup>

コンクエスト後は勿論保有關係の變化、外國の身分觀念及び開廷權という封建的理念の輸入によつて、これらの内容も當然變化したのであるが、少くともエドワード懺悔王時代の慣習の尊重ということは、いわば無條件に封建的裁判權を承認することを妨げ、王の認可によつてのみ裁判權を有する原則を保ち、また老大な裁判權を集積していなかつたアングロ・サクソン貴族のスタトウス・クウォーを認めることによつて王權の活躍する廣い範圍を確保することを許したのである。ここに同時代の他處に見られないイングランド王權の強大に特に有利に作用した要因を認め得るのであるが、それは多數の自由農民の存在、州及びハンドレッド法廷の活動に表徴されるイングランドの後進性乃至古代性にその起源を認めることが出來よう。更に、ノルマンディーに於ては公が強力になる以前に數世代にわたつて既得權を集積した諸侯領が充満していたのに對し、イングランドに於ては征服によつて巨大な王領地が王の自由になり、これの授封に當つて、裁判權は王



の認可に基づくという原則を確定・實施する有利性があり、これが王權の強力の一因であつたことも否定し得ない。<sup>註19</sup>しかしアングロ・サクソン社會の古代性に對する評價はより大きくする必要があらう。

尤もこの古代性の評價はかつて過大であり、アングロ・サクソン時代に封建制の存在したことが一般にかなり強く主張されたのであるが、そのこと自体は正當であるにしても、社會的發展に於ける大陸との差異を否定し、同様の社會と考へることは許されぬ。<sup>註20</sup>制度史的に類似關係が認められても、直ちにそれぞれものを同一と解釋するのは危険であらう。

先に述べた三特權に關するミッタイスの理解も、この危険に陥つてゐると思はれる。<sup>註21</sup>また彼の私戰に關する見解、即ち征服前のイングランドに私戰禁止令の存在しないことは、國民性にもとづくものか或いは外敵に對する閉鎖性にもとづくものか不明であるとする考えも、私戰は社會がある一定の發達を遂げた時にのみ發生するのではないかとし、より本質的な疑問を起させるのである。

註1 D. C. Douglas, *op. cit.*, in Ec. H. R., vol. IX, 1939, p. 139.

註2 J. Goebel, *op. cit.*, p. 337. 但ゴebelはスタブスに於ける

封土の分散をウィリヤムの巧みな政策によるものとするがこれは前述の如く封建社會の通則であり、征服後のイングラントに特殊なのは、元來分散していたアングロ・サクソン貴族の所領を、征服の進行に従つて漸次授封したところを由來とすることを認むべきである。

註3 Aethelstan: 'Aet Greatmelege', Liebermann, I, 150ff.

註4 Cf. H. Mitteis, *op. cit.*, p. 159.

註5 F. Liebermann, II, 2. Hälfte, Gerichtsbau, p. 491.

註6 德語に R. Bournache, Histoire des Institutions: Moyen Age, dans *Rapports de 9<sup>e</sup> congrès international*

*des sciences historiques*, Paris 1950, pp. 424-5.

註9 Liebermann, I, 110-113.

註10 Id., II, 2. Hälfte, Gerichtsbau, p. 466.

註11 J. Goebel, *op. cit.*, pp. 341, 377. 長者たる地位、即ち thegn

乃至 hlaforð の身分の喪失はかかる權利は消滅せしめる。

註12 4 Aethelstan, II, Liebermann, I, 182.

註13 J. Goebel, *op. cit.*, p. 359.

註14 *Zeit.*, p. 341.

註15 F. Liebermann, II, 203.

註16 H. Mitteis, *op. cit.*, p. 193.

註17 infangtheof 及び sacc and soc といふ二つの法律 (Domesday Book and Beyond,

- Cambridge 1897, p. 80ff.) 法廷に於ける證據の考。 Cf. J. Goebel, *op. cit.*, pp. 369—71.
- 15 *Ibid.*, pp. 339—378, esp. 377.
- 16 H. Mitteis, *op. cit.*, pp. 192—3, 286.
- 17 Cf. H. M. Can, *op. cit.* in *E. H. R.* vol. XLVII (1932).
- 18 Liebermann, II, 2. Hälfte, *Gerichtsbarkheit*, 461.
- 19 J. Goebel, *op. cit.*, p. 386.
- 20 例として Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, pp. 50—51.
- 21 ミンネイムにフレンツロ・サントン法がゲルマンの *Gefolgschaft* の發源に及ぶ所については、Goebel 氏も、(H. Mitteis, *op. cit.*, p. 195.) したがうべきである。 (H. Mitteis, *op. cit.*, p. 195.) したがうべきである。
- 22 *Ibid.* 保羅は古史の *feud* に由来するものと云ふ。 したがうべき性質を備へた封建の土地を授けられた領土の領主間の關係を示す (J. Goebel, *op. cit.*, pp. 125—6.)。